

ホークスペースボールスクール規約

第1条(目的)

1. 当規約は、NPO 法人ホークスジュニアアカデミー(以下「アカデミー」といいます)が運営する「ホークスペースボールスクール」(以下「スクール」といいます)の入会・受講にあたって、受講生(受講生が未成年の場合は、その保護者。以下、保護者を含めて「受講生」といいます)に適用される事項を定めるものです。
2. 当スクールは、各年代に応じた適切な指導により、野球の普及及び運動能力の向上に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。
3. 当スクールは、キッズ、ジュニア、野球塾、ステップアップ(以下、「各スクール」という)により構成し、活動します。
4. 各スクールの対象年齢、概要はアカデミー公式サイトに公示します。

第2条(入会)

1. スクールに入会できる者は、本規約に同意した者で、スポーツを行うに適した健康状態であり、アカデミーが入会に適すると認めたとします。また、親権者の同意を条件とし、入会にあたり、受講生はアカデミー指定の入会申込書、web 申込フォーム(以下併せて「申込書」といいます)及び当規約の記載内容をよく確認し、必要事項を記入、または入力の上アカデミーに提出するものとします。
2. 受講生のスクール日程・クラスの決定はアカデミーが行うものとします。受講生は、希望のスクール日程で受講できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。
3. 入会日は、第 6 条第 3 項にもとづく入会時の受講料等の支払いが行われた日に応じて、アカデミーが指定するものとします。
4. 受講生は、申込書の記載内容に一切の虚偽がないことを表明します。

第3条(受講・通学)

1. 受講生は、スクールを欠席・遅刻する際は、必ずメール、電話またはアカデミーシステム(以下「PiCRO」といいます)にてアカデミー事務局に連絡するものとします。
2. 未成年の受講生の通学は、原則保護者による送り迎えによるものとします。
3. 受講生は、原則、期中にスクールのクラス、曜日、時間等を変更することはできません。
4. 受講生は、施設の利用にあたってはアカデミーの指示に従うものとします。
5. アカデミーは、アカデミーの都合により、受講生のスクール日程、クラス等を変更できるものとします。

第4条(保険について)

スクール時の万が一のケガに備え、受講生はアカデミーが指定する「スポーツ保険」に加入するものとします。スクール時や通学途中の事故については、「スポーツ保険」による補償の他にアカデミーは一切の責任を負いません。

第5条(連絡について)

1. 受講生への連絡事項は、授業内での告知・メール及び PiCRO による配信・FAX・電話・郵送によりお伝えいたします。
2. 住所・電話番号など連絡先の変更があった場合は、速やかにアカデミー所定の届出書に変更事項をご記入のうえ、アカデミー事務局へ提出するものとします。

第6条(受講料等)

1. 受講生は、入会金、継続登録料、年会費、月会費、アカデミー指定ユニフォーム購入費(以下「受講料等」という)をアカデミーに支払うものとします。各スクールの受講料等の内訳および金額はアカデミー公式サイトに公示のとおりとします。
2. 受講生は、入会時に、アカデミーの指定に従い、銀行口座の口座振替手続を行うものとし、本規約に定める期日に、自動引き落としにより、受講料等をアカデミーに支払うものとします。
3. 入会時において、受講生は、3月1日(初年度の前月1日)に、入会金、3か月分の月会費、アカデミー指定ユニフォーム購入費を支払うものとします。ただし、年度または月途中の入会の場合は、受講生は、アカデミーが指定する期日および支払方法にて、これらの費用をアカデミーに支払うものとします。
4. 受講生は、毎月、当月分の月会費を前月 1 日にアカデミーに支払うものとします。なお、当該支払は、入会から4か月目以降の月会費から適用するものとします。
5. 翌年度以降も入会を継続する場合、受講生は、3月1日(翌年度の前月1日)に、継続登録料、年会費をアカデミーに支払うものとします。なお、当該支払は、翌々年度以降も同様とします。

6. 受講料等以外の各種費用が発生した場合、受講生は、アカデミーの指定する期日までに、当該費用をアカデミーの指定の銀行口座に支払うものとします。
7. 本規約に定める受講料等の支払期日が、金融機関の休業日の場合は、当該休業日の翌営業日を支払期日とします。
8. 受講料等は前払い制とし、支払いが滞った場合、アカデミーは、受講生のスクールの受講を拒否できるものとします。
9. 悪天候天災その他不可抗力などにより休講となった場合であっても、アカデミーは受講料等の払戻しは行わないものとします。
10. 当規約に定めがある場合を除き、アカデミーは、受講料等の払戻しは、一切行わないものとします。

第7条(期間)

1. スクールの実施期間は、4月から翌年3月末までとします。
2. スクール回数は、原則として週 1 日、年間最低 36 回とします。室内での講義も 1 回の練習とし、その決定はアカデミーに一任するものとします。

第8条(肖像等)

1. 受講生は、受講中および関連のイベントで撮影された受講生の肖像・音声をアカデミーまたはアカデミーのパートナー企業が使用することにつき、あらかじめ同意するものとします。
2. アカデミーは、受講生の個人情報を第9条および申込書記載の「個人情報の取扱いについて」に基づき取扱いします。
3. 受講生は、アカデミー主催以外のイベントにスクール指定のユニフォームを着用して出演するとき、ホークスジュニアスクールの生徒であることを告知して芸能プロダクションへ応募またはメディア等へ出演するとき、その他ベースボールスクールの受講生であることを利用する場合には、事前にアカデミーの承諾を得るものとします。

第9条(個人情報の利用目的)

1. アカデミーは受講生及び保護者の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、会費の決済に必要な情報等、受講生及び保護者に関する情報(以下、これらを総称して「受講生情報」という。)を以下の利用目的のために取得・保有・利用するものとし、受講生情報の保護に必要なかつ適切な措置を講じることとします。
 - (1)入会手続き、証明書発行、ID パス発行、本人確認等
 - (2)スクールにかかわる情報の提供
 - (3)アカデミー及びアカデミーの委託先から、受講生にとって有益であると判断する情報を受講生宛に電子メール、郵便などにより送付すること。
 - (4)本項(1)から(3)に関する問い合わせへの回答
 - (5)今後のサービス実施・商品開発や営業活動のための統計資料の作成。なお、受講資格終了後もアカデミーは受講生情報を上記の利用目的のために利用いたします。
2. アカデミーは、法令に定める場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、受講生の個人情報を受講生の同意を得ないで第三者(アカデミーが本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。)に対して提供しないものとします。

第10条(担当講師について)

1. スクールを担当する講師は、アカデミーが自由に決定するものとします。
2. アカデミーは、スクールを担当する講師についてはその力量を十分に配慮しますが、その力量を保証するものではないものとします。受講生は、いかなる場合も担当講師の変更を要請し、また担当講師を理由にスクール内容の変更を要請することはできないものとします。

第11条(休講について)

1. 次の場合には所定のスクールを休講いたします。
 - ①悪天候・天災・交通の事情などによりスクールの実施が困難であると判断したとき。
 - ②施設の保守点検・改修工事などが行われるとき。
 - ③その他、不可抗力によりスクール実施が不可能とアカデミーが判断したとき。
2. 休講の場合は振替日がいきなり次第に速やかにご連絡いたします。振替日に受講できない場合であっても、アカデミーは受講料等の返金は行わないものとします。

第12条(退会について)

1. 実施期間中に退会を希望される場合、退会希望月の前月 15 日までにアカデミー事務局へご連絡いただき、退会届を提出するものとします。(例):2 月末退会の場合は、1 月 15 日まで
2. 退会希望月の翌月以降の月会費をお支払いいただいている場合は返金いたします。ただし、前項に基づき退会の手続きが完了していることを条件とします。
3. 退会時期に関わらず、アカデミーは入会金の返金を行わないものとします。

第13条(休会について)

1. 休会を希望される場合、アカデミー所定の届出書にご記入のうえ、休会希望月の前月 15 日までにアカデミー事務局へ提出するものとします。
2. 休会希望月の月会費をお支払いいただいている場合は返金いたします。ただし、前項に基づき休会の手続きが完了していることを条件とします。
3. 年間 6 ヶ月以上の休会は退会扱いとなり、スクールを再開する際は入会金を再度お支払いいただくものとします。
4. 休会した受講生が復帰する場合は、アカデミーに申し出て、速やかに承認を得るものとします。

第14条(禁止事項)

1. 受講生および保護者による次の行為を禁止します。
 - ①使用する諸設備以外に許可なく出入りする行為
 - ②他の受講生に対して迷惑となる行為
 - ③授業の進行を妨げる行為
 - ④球団選手・出演者に対して不用意に接近したり、みだりに話しかけたり、待ち伏せをする等、野球興行の妨げとなる行為
 - ⑤スクールの名誉と品格を毀損する行為
2. アカデミーは、受講生または保護者が次の事項等に該当するとき、受講生を退会処分にできるものとします。
 - ①前項に定める禁止行為をしたとき
 - ②本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
 - ③年会費・月会費・その他受講料等を3か月以上滞納したとき
3. アカデミーは、前項にもとづく退会処分を行った場合、受講生が支払った受講料等の返金はしないものとします。

第15条(遵守事項)

1. 受講生は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとします。
2. 受講生は、自らの費用負担と責任においてスクール会場への移動を行うものとします。

第16条(届出変更)

受講生は、アカデミーに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、所定の届出用紙により速やかにアカデミーに届け出るものとします。尚、前述の届け出がないためアカデミーからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、アカデミーは一切責任を負わないものとします。

第17条(更新)

スクールにおける次年度への更新は自動更新とします。更新を希望しない場合のみ退会手続きを行うものとします。

第18条(負傷時の措置)

受講生が練習時または試合時に負傷した場合にはアカデミーが応急処置を施します。ただし、その後の治療、入院、通院等については受講生(保護者を含む)の責任とし、アカデミーは責任を負わないものとします。

第19条(免責)

受講生は、当スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、アカデミーに対し何ら損害賠償を求めず、アカデミーは賠償しないものとします。

第20条(付則)

アカデミーは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更についてアカデミーより変更内容通

知後又は、新規約の送付後に、受講生がスクールに参加した場合、受講生は本規約に関する変更事項及び新規約を承認したものとみなします。

第21条(入会者の規約同意について)

受講生は申込書の提出をもって本規約に同意したものとします。

第22条(発効)

1. 本規約は 2012 年 4 月 1 日より発効。
2. 本規約は、2015 年 4 月 1 日より改定。
3. 本規約は、2019 年 2 月 1 日より改定。2019 年度(2019 年 4 月以降)実施のスクールから改定内容を適用。